（財務大臣の監督）

第十一条　財務大臣は、この法律の適正な執行を確保するため、各庁の長に対して、この法律の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの法律の執行について必要な措置を求めることができる。

第四十八条の見出しを「（財務省令への委任）」に改め、同条中「この」を「この法律に定めるもののほか、この法律の規定による旅費の支給の手続その他この」に改め、「の手続その他その執行について」を削り、同条を第十二条とする。

附則第五項及び第六項を削る。

別表第一及び別表第二を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の国家公務員等の旅費に関する法律（以下この条において「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新法第二条第四号に規定する旅行命令権者が新法第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（以下この項及び第三項において「旧法」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧法第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新法第二条第四号に規定する旅行命令権者が新法第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新法の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2　新法第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合、死亡した場合又は外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条の規定により休暇帰国を許された場合について適用し、施行日前に退職等となった場合、死亡した場合又は同法の定めるところにより休暇帰国を許された場合については、なお従前の例による。

3　新法第三条第六項及び第七項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧法第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4　新法第十条の規定は、新法又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「第二条第一項第四号」を「第二条第二号」に改める。

一　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第二条第四号イ(1)

二　刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）第六条

法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十三号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正）

第一条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

物資の流通の効率化に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　流通業務の総合化及び効率化
　第一節　総則（第四条・第五条）
　第二節　総合効率化計画の認定等（第六条―第九条）
　第三節　流通業務総合効率化事業の促進（第十条―第二十八条）
　第四節　雑則（第二十九条）
第三章　運転者の運送及び荷役等の効率化
　第一節　総則（第三十条―第三十三条）
　第二節　貨物自動車運送事業者等に係る措置（第三十四条―第三十六条）
　第三節　荷主に係る措置（第三十七条―第四十条）
　第四節　貨物自動車関連事業者に係る措置（第四十一条―第四十三条）
　第五節　貨物自動車運送事業者に係る特別の措置等
　　第一款　第一種荷主との間で運送契約を締結する場合における貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に係る特別の措置（第四十四条）
　　第二款　連鎖化事業者に係る措置（第四十五条―第四十八条）
　第六節　雑則（第四十九条）
第四章　雑則（第五十条―第五十二条）
第五章　罰則（第五十三条・第五十四条）
附則

第一条中「労働力」の下に「、とりわけ必要な員数の運転者」を加え、「について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進」を「を定めるとともに、貨物自動車を用いた貨物の運送の役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し貨物自動車運送事業者等、荷主及び貨物自動車関連事業者が講ずべき措置等を定めることにより、物資の流通の効率化」に改める。

第二章から第六章までの章名を削る。

第三十一条中「第二十条の二第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条を第五十四条とする。

第三十条第一項中「第二十六条」を「第二十九条」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条を第五十三条とする。